

中央環境審議会騒音振動部会騒音未規制施設専門委員会第二次中間報告(案) に対する意見募集の結果について

1. 概要

中央環境審議会騒音振動部会騒音未規制施設専門委員会第二次中間報告(案)に対する意見募集の結果について、以下のとおり意見募集を行った。

- | | |
|------------|----------------------------|
| (1) 意見募集期間 | 平成21年3月30日(月)から4月30日(木)まで |
| (2) 告知方法 | 環境省ホームページ、電子政府ホームページ及び記者発表 |
| (3) 意見提出方法 | 郵送、ファックスまたは電子メール |

2. 意見提出数

7件	[内訳]	民間企業関係	0通
		自治体関係	0通
		個人・その他	4通

番号	分類	御意見概要	件数	御意見に対する考え方(案)
1	特定施設の追加等に関する基本的な考え方	小規模事業者に設置される機械類(ボイラ、冷凍機、冷却塔)こそ厳しい規制を設けてほしい。	1	特定施設の追加等に関しては、施設から発生する騒音レベル、苦情件数、条例による対応等、総合的に判断することとしています。
2	規制以外の多様な騒音対策手法の導入に関する方針	「騒音ラベリング制度や「設置ガイドライン」の導入は、規制効果の高い方策から一歩後退した印象を持つ。規制できるものは規制し、トラブルを未然に防ぐ必要がある。	1	低騒音化に向けた取り組みとして、従来の規制による手法に加え、「騒音ラベリング制度」や「設置ガイドライン」等の規制以外の多様な騒音対策手法を導入し、充実強化できるよう検討することが重要であると考えます。
3	未規制施設等の低騒音化に向けた対応方針	自宅の近くにある施設に設置されているボイラ、冷却塔から発生する騒音に困っている。ボイラ、冷却塔を特定施設にしてほしい。	1	報告(案)のとおり、「冷却塔については、原動機の定格出力が7.5kw以上の送風機を有するものを特定施設として明確にする必要がある。」としています。また、7.5kw未満の冷却塔及びボイラについては、報告(案)にありますとおり、規制以外の手法である「騒音ラベリング制度」や「設置ガイドライン」等の対応を含め、施設の低騒音化に向けた在り方を幅広く検討する必要があると考えております。以上の他、多くの地方公共団体で条例による規制等を実施していること等も踏まえて、特定施設の追加等については各種状況を勘案し、総合的に判断することとしています。
4	その他	用途地域が定められていない地域についても騒音規制法の指定地域として規制をかけるようにしてほしい。	2	今回のパブリックコメントの対象ではないと考えます。なお、騒音規制法に基づく地域の指定は、都道府県知事が行うこととされていますが、用途地域の定めのない地域について指定を妨げるものではなく、騒音防止の見地から適宜行われることとされています。
5	その他	規制効果の高い方策に、低周波空気振動(超低周波音含む)も含めて欲しい。	1	今回のパブリックコメントの対象ではないと考えます。なお、報告(案)の「6. 今後の検討に当たっての課題」にありますとおり、騒音ラベリング制度や各種ガイドラインの導入に当たっては、騒音レベル等に加え、周波数特性を踏まえた騒音対策についても考慮することが必要であると考えます。
6	その他	固定型のクレーン等を規制対象としてほしい。	1	今回のパブリックコメントの対象ではないと考えます。